

東大震研第 21 号
平成 29 年 5 月 31 日

関係各位

東京大学地震研究所
所長 小原 一成

平成 30 年度特定機器利用の公募について（通知）（案）

このことについて、下記のとおり公募いたしますので、貴機関の研究者にこの旨周知くださるようお願いいたします。

記

1. 公募事項：

(1) 特定機器利用

地震研究所では、全国の地震・火山の関連分野の研究遂行に資するため、施設・実験装置・観測機器等の共同利用を行っております。このうち、別表 M-3 にある特定機器についてのみ、次年度利用分の公募を 1 年ごとに行っています。2 ヶ月以上の利用を希望される場合には、以下の記載事項をご参照のうえ、期日までに必ず Web 申請を行ってください。

特定機器公募要領：<http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/app/overtwomonth/>

Web 申請システム：<https://erikyodo.conf.itlas.jp/>

※Web 申請システムが新しくなりました。

操作方法は下記、共同利用 Q&A「よくある質問と回答」よりご参照ください。

共同利用(Q&A)：<http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/qa/>

2. 申請資格：国立大学法人・公・私立大学及び国・公立研究機関の教員・研究者又はこれに準じる者。

3. 申請方法：下記、共同利用 HP にある様式 M-1 に必要事項を記載の上、Web 申請してください。

共同利用 HP (<http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/application/form/>)

4. 研究期間：研究期間は、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末まで。

5. 審査の方針と採否の決定：

本所観測開発基盤センター及び共同利用委員会では、提出された申請書に基づいて、研究計画の内容が共同利用の趣旨に沿っているかどうか等の審査を行い、採否を決定します。採否の決定は、平成 29 年 10 月までに行われ、審査結果を使用責任者あてに通知します。なお、機器の利用が他の研究グループと重なる場合は、利用台数や利用期間に関して、グループ間での調整をお願いすることがあります。

6. 申請期限：平成 29 年 7 月 28 日（金）【厳守】

※本申請は年に 1 回ですが、臨時貸出の場合は、その限りではありません。

7. 臨時貸出：突発的な事象が起きた場合や、利用期間が 2 ヶ月未満の短期の場合は随時受け付けますので、各機器の所内担当教員へご相談ください。

8. 所要経費：観測機器等の利用のために必要な経費及び旅費は、使用責任者が負担してください。

9. 研究倫理に関する誓約書の提出：

申請後 2 週間以内に、研究倫理に関する誓約書（様式 C-2 の 2 枚目）に自署の上、原本を末尾の問い合わせ先まで郵便にてご提出ください。なお、東京大学に所属している方及び今までにご提出いただいた方は、提出不要です。

10. 借用書の提出：

観測機器等を所外へ持ち出す場合には、押印済みの物品借用書（様式 C-1）原本を、採択された後、持ち出す 2 週間前までに、末尾の問い合わせ先まで郵便にて提出ください。

11. 継続機器利用：

利用期間終了後も続けて利用を希望する場合は、来年度同時期に行われる公募へ、改めて申請してください。すでに他の利用が予定されているときは、継続して利用することができない場合があります。

12. 機器の返却と報告書：

使用責任者は、研究期間終了後 30 日以内に、地震研究所への機器の返送及び下記への機器利用報告書（様式 M-2）の提出を行ってください。

【報告書提出先】

共同利用HP(Web 申請)：<https://erikyodo.conf.it.atlas.jp/>

または、メール k-kyodoriyo@eri.u-tokyo.ac.jp

※Web 申請システムが新しくなりました。

操作方法は下記、共同利用 Q&A「よくある質問と回答」よりご参照ください。

共同利用(Q&A)：<http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/qa/>

13. 謝辞等の記載：

本研究所の共同利用機器を用いて行われた研究に関する論文を発表する場合は、謝辞に地震研究所共同利用を利用した旨の文章を入れ、その別刷を提出してください。

14. 注意事項：(1) 機器の利用にあたっては、本研究所の規程、その他関係法令を遵守するとともに、管理・安全のために発する所長の指示に従ってください。
- (2) 機器の利用については、所内担当者と十分に連絡を取ってください。
- (3) 突発的な事象が起きた場合（大地震の発生や火山噴火等）は、利用期間の短縮もしくは機器の返却をお願いすることがありますので、その際にご協力ください。
- (4) 共同利用者が研究を遂行する際に受けた損失、損害に関しては、原則として各所属機関で対応するものとし、本学は責任を負いません。万が一、機器や付属品等を破損もしくは紛失した際は、使用責任者の責任で、修理もしくは補充を行ってください。機器返送後、不具合が見つけれられたときは、修理代金等を請求する場合があります。
- (5) 本共同利用によって知的財産を創出した場合は、出願等を行う前に所内担当教員及び研究分担者にご連絡ください。併せて、所属機関の知財担当部署への連絡もお願いいたします。権利の持ち分、出願手続き等については協議の上、決定いたします。
- (6) その他、機器利用に関するお問い合わせは各機器の所内担当教員へお願いします。

【問い合わせ先】

〒113-0032 東京都文京区弥生 1-1-1

東京大学地震研究所研究支援チーム

(共同利用担当)

電話：03-5841-5710,1769

E-mail：k-kyodoriyo@eri.u-tokyo.ac.jp

別表M-3 特定機器一覧表

共同利用コードおよび名称	型番	貸出可能台数	備考
2018-M-01 レナーツ地震計(1Hz)	LE-3Dlite MkII	30	
	LE-3Dlite MkIII	44	
2018-M-02 低消費電力型データロガー	HKS-9700a-0505	30	
	LS-8800	44	
2018-M-03 広帯域地震計	Trillium-120PA	6	
2018-M-04 Centaur データロガー	-	6	
2018-M-05 広帯域地震計	TS17840/Trillium-120PA	9	
2018-M-06 地震火山観測用計測ユニット	LF-1100R/LF-2100R	9	